日本産業株式会社　郡山管理型最終処分場

【法第十五条の二の三第二項】

令和8年度　産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報＜管理型最終処分場＞

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量［施行規則第十二条の七の二第八号イ］

単位：t

種類	令和8年									令和9年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
燃え殻		14.1	15.3	17.7	21.2							
汚泥												
廃プラスチック類	549.5	119.6	7.5	130.5	205.9							
紙くず	120.2											
木くず												
繊維くず												
ゴムくず												
金属くず	1.2											
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	16.4	32.1	116.9	82.2	112.1							
がれき類	147.1	56.9		37.3	11.8							
ばいじん				9.3	22.8							
処分するために処理したもの（13号廃棄物）												
管理型混合物	1,544.8	1,191.9	1,492.2	1,748.5	1,524.1							
廃石綿等・石綿含有廃棄物	128.6	142.5	267.5	123.1	154.7							

Ver0.1

日本産業株式会社　郡山管理型最終処分場

【法第十五条の二の三第二項】

令和8年度　産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報＜管理型最終処分場＞

施設の点検　［施行規則第十二条の七の二第八号ロ,ハ,ヘ,ト,チ及びリ］

項目	事項	令和8年					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月
擁壁等	点　検　日	30日	27日	27日	29日	31日	
	異常の有無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた年月日及び措置内容						
遮水工	点　検　日	30日	27日	27日	29日	31日	
	異常の有無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた年月日及び措置内容						
浸出水調整槽	点　検　日	30日	30日	30日	29日	31日	
	異常の有無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた年月日及び措置内容						
浸出水処理設備	点　検　日	30日	30日	30日	24日	31日	
	異常の有無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた年月日及び措置内容				7/24~8/3循環運転 一部水槽清掃		
残余埋立容量 年1回以上測定	測　定　日						
	測定結果						

項目	事項	令和8年			令和9年		
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
擁壁等	点　検　日						
	異常の有無						
	必要な措置を講じた年月日及び措置内容						
遮水工	点　検　日						
	異常の有無						
	必要な措置を講じた年月日及び措置内容						
浸出水調整槽	点　検　日						
	異常の有無						
	必要な措置を講じた年月日及び措置内容						
浸出水処理設備	点　検　日						
	異常の有無						
	必要な措置を講じた年月日及び措置内容						
残余埋立容量 年1回以上測定	測　定　日						
	測定結果						

※凍結の恐れのある部分なし

Ver0.0

日本産業株式会社　郡山管理型最終処分場

【法第十五条の二の三第二項】

令和8年度　産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報＜管理型最終処分場＞

水質検査の結果/放流水　［施行規則第十二条の七の二第八号ニ］

採取年月			令和8年																		令和9年					
			4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
採取月日			4月1日		5月12日		6月9日		7月29日		8月26日															
分析結果の得られた月日			4月10日		5月22日		6月19日		8月6日		9月16日															
No.	測定項目	単位	分析値	判定	分析値	判定	分析値	判定	分析値	判定	分析値	判定	分析値	判定	分析値	判定	分析値	判定	分析値	判定	分析値	判定	分析値	判定	分析値	判定
1	水素イオン濃度	－	7.7	○	7.6	○	7.7	○	7.4	○	7.3	○														
2	生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/ℓ	1.4	○	1.9	○	1.2	○	2.4	○	1.3	○														
3	化学的酸素要求量（COD）	mg/ℓ	1.6	○	7.8	○	8.2	○	7.8	○	9.6	○														
4	浮遊物質量（SS）	mg/ℓ	6.2	○	1.0未満	○	1.0未満	○	7.8	○	1.0未満	○														
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	mg/ℓ	0.5未満	○	0.5未満	○	0.5未満	○	0.5未満	○	0.5未満	○														
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	mg/ℓ	0.9	○	0.9	○	0.5	○	1.3	○	1.6	○														
7	窒素含有量（T-N）	mg/ℓ	1.9	○	2.3	○	2.6	○	1.0	○	3.8	○														
8	アルキル水銀化合物	mg/ℓ									不検出	○														
9	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/ℓ									0.0005未満	○														
10	カドミウム及びその化合物	mg/ℓ									0.003未満	○														
11	鉛及びその化合物	mg/ℓ									0.05未満	○														
12	有機燐化合物	mg/ℓ									0.1未満	○														
13	六価クロム化合物	mg/ℓ									0.05未満	○														
14	砒素及びその化合物	mg/ℓ									0.01未満	○														
15	シアン化合物	mg/ℓ									0.1未満	○														
16	PCB（ポリ塩化ビフェニル）	mg/ℓ									0.0005未満	○														
17	トリクロロエチレン	mg/ℓ									0.01未満	○														
18	テトラクロロエチレン	mg/ℓ									0.01未満	○														
19	ジクロロメタン	mg/ℓ									0.02未満	○														
20	四塩化炭素	mg/ℓ									0.002未満	○														
21	一・二―ジクロロエタン	mg/ℓ									0.004未満	○														
22	一・一―ジクロロエチレン	mg/ℓ									0.02未満	○														
23	シス―一・二―ジクロロエチレン	mg/ℓ									0.04未満	○														
24	一・一・一―トリクロロエタン	mg/ℓ									0.3未満	○														
25	一・一・二―トリクロロエタン	mg/ℓ									0.006未満	○														
26	一・三―ジクロロプロペン	mg/ℓ									0.002未満	○														
27	チウラム	mg/ℓ									0.006未満	○														
28	シマジン	mg/ℓ									0.003未満	○														
29	チオベンカルブ	mg/ℓ									0.02未満	○														
30	ベンゼン	mg/ℓ									0.01未満	○														
31	セレン及びその化合物	mg/ℓ									0.01未満	○														
32	一・四―ジオキサン	mg/ℓ									0.006	○														
33	ほう素及びその化合物	mg/ℓ									3.9	○														
34	ふつ素及びその化合物	mg/ℓ									0.2	○														
35	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/ℓ									2.5	○														
36	フェノール類含有量	mg/ℓ									0.1未満	○														
37	銅含有量	mg/ℓ									0.05未満	○														
38	亜鉛含有量	mg/ℓ									0.05未満	○														
39	溶解性鉄含有量	mg/ℓ									0.06	○														
40	溶解性マンガン含有量	mg/ℓ									0.07	○														
41	クロム含有量	mg/ℓ									0.05未満	○														
42	大腸菌群数	CFU/mℓ									0	○														
43	燐含有量（T-P）	mg/ℓ									0.96	○														
44	ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ									0	○														

※採取場所は別図のとおり

日本産業株式会社　郡山管理型最終処分場

【法第十五条の二の三第二項】

令和8年度　産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報＜管理型最終処分場＞
水質検査の結果/地下水_上流観測井戸 ［施行規則第十二条の七の二第八号ニ］

採取年月			令和8年																令和9年					
			4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
採取月日			4月1日		5月12日		6月9日		7月17日		8月26日													
分析結果の得られた月日			4月10日		5月22日		6月19日		7月30日		9月16日													
No.	測定項目	単位	分析値	判定	分析値	判定	分析値	判定	分析値	判定	分析値	判定	分析値	判定	分析値	判定	分析値	判定	分析値	判定	分析値	判定	分析値	判定	分析値	判定
1	電気伝導率	mS/m	8.5	○	8.5	○	8.5	○	8.4	○	8.4	○														
2	塩化物イオン濃度	mg/ℓ	8.3	○	8.2	○	8.2	○	8.0	○	8.4	○														
3	アルキル水銀	mg/ℓ									不検出	○														
4	総水銀	mg/ℓ									0.0005未満	○														
5	カドミウム	mg/ℓ									0.0003未満	○														
6	鉛	mg/ℓ									0.005未満	○														
7	六価クロム	mg/ℓ									0.005未満	○														
8	砒素	mg/ℓ									0.001未満	○														
9	全シアン	mg/ℓ									不検出	○														
10	PCB（ポリ塩化ビフェニル）	mg/ℓ									不検出	○														
11	トリクロロエチレン	mg/ℓ									0.001未満	○														
12	テトラクロロエチレン	mg/ℓ									0.001未満	○														
13	ジクロロメタン	mg/ℓ									0.002未満	○														
14	四塩化炭素	mg/ℓ									0.0002未満	○														
15	一・二―ジクロロエタン	mg/ℓ									0.0004未満	○														
16	一・一―ジクロロエチレン	mg/ℓ									0.01未満	○														
17	一・二―ジクロロエチレン	mg/ℓ									0.004未満	○														
18	一・一・一―トリクロロエタン	mg/ℓ									0.1未満	○														
19	一・一・二―トリクロロエタン	mg/ℓ									0.0006未満	○														
20	一・三―ジクロロプロペン	mg/ℓ									0.0002未満	○														
21	チウラム	mg/ℓ									0.0006未満	○														
22	シマジン	mg/ℓ									0.0003未満	○														
23	チオベンカルブ	mg/ℓ									0.002未満	○														
24	ベンゼン	mg/ℓ									0.001未満	○														
25	セレン	mg/ℓ									0.001未満	○														
26	一・四―ジオキサン	mg/ℓ									0.005未満	○														
27	クロロエチレン	mg/ℓ									0.0002未満	○														
28	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ									0.17	○														
29	フッ素	mg/ℓ									0.08未満	○														
30	ホウ素	mg/ℓ									0.05未満	○														
31	ダイオキシン類	pg-TEQ/L									0.059	○														

※採取場所は別図のとおり

【法第十五条の二の三第二項】

令和8年度　産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報＜管理型最終処分場＞
水質検査の結果/地下水_下流観測井戸 ［施行規則第十二条の七の二第八号ニ］

採取年月			令和8年																令和9年					
			4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
採取月日			4月1日		5月12日		6月9日		7月17日		8月26日													
分析結果の得られた月日			4月10日		5月22日		6月19日		7月30日		9月16日													
No.	測定項目	単位	分析値	判定	分析値	判定	分析値	判定	分析値	判定	分析値	判定	分析値	判定	分析値	判定	分析値	判定	分析値	判定	分析値	判定	分析値	判定	分析値	判定
1	電気伝導率	mS/m	7.6	○	7.5	○	7.4	○	7.8	○	8.0	○														
2	塩化物イオン濃度	mg/ℓ	3.1	○	3.1	○	3.2	○	3.1	○	4.6	○														
3	アルキル水銀	mg/ℓ									不検出	○														
4	総水銀	mg/ℓ									0.0005未満	○														
5	カドミウム	mg/ℓ									0.0003未満	○														
6	鉛	mg/ℓ									0.005未満	○														
7	六価クロム	mg/ℓ									0.005未満	○														
8	砒素	mg/ℓ									0.001未満	○														
9	全シアン	mg/ℓ									不検出	○														
10	PCB（ポリ塩化ビフェニル）	mg/ℓ									不検出	○														
11	トリクロロエチレン	mg/ℓ									0.001未満	○														
12	テトラクロロエチレン	mg/ℓ									0.001未満	○														
13	ジクロロメタン	mg/ℓ									0.002未満	○														
14	四塩化炭素	mg/ℓ									0.0002未満	○														
15	一・二―ジクロロエタン	mg/ℓ									0.0004未満	○														
16	一・一―ジクロロエチレン	mg/ℓ									0.01未満	○														
17	一・二―ジクロロエチレン	mg/ℓ									0.004未満	○														
18	一・一・一―トリクロロエタン	mg/ℓ									0.1未満	○														
19	一・一・二―トリクロロエタン	mg/ℓ									0.0006未満	○														
20	一・三―ジクロロプロペン	mg/ℓ									0.0002未満	○														
21	チウラム	mg/ℓ									0.0006未満	○														
22	シマジン	mg/ℓ									0.0003未満	○														
23	チオベンカルブ	mg/ℓ									0.002未満	○														
24	ベンゼン	mg/ℓ									0.001未満	○														
25	セレン	mg/ℓ									0.001未満	○														
26	一・四―ジオキサン	mg/ℓ									0.005未満	○														
27	クロロエチレン	mg/ℓ									0.0002未満	○														
28	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ									1.5	○														
29	フッ素	mg/ℓ									0.08未満	○														
30	ホウ素	mg/ℓ									0.05未満	○														
31	ダイオキシン類	pg-TEQ/L									0.059	○														

※採取場所は別図のとおり

Ver0.0

発行番号 第 26-D1-02196 号
2026年9月16日

計 量 証 明 書

福島県登録第環23号計量証明事業所
福島県環境検査センター株式会社
福島県郡山市田村町金屋字下タ川原60番地1
TEL 024-941-1719 FAX 024-941-1762

日本産業株式会社 **御中**

ご依頼いただきました試料の
計量結果を下記の通り証明します。

環境計量士	岡﨑 祐樹

試 料 形 態 **排水**
件名（場所） **糠塚地区産業廃棄物最終処分場事業（浸出水処理施設水質検査）**
試 料 名 **放流水**
試料採取者 **五十嵐 悠輔**
採 取 日 **2026年8月26日** **9時35分**
当日天候 **曇** 前日天候 **晴** 気 温 **29.0** ℃ 水 温 **26.0** ℃

計 量 項 目	計 量 結 果	単 位	計 量 方 法
ｱﾙｷﾙ水銀化合物	不検出（0.0005未満）	mg/L	環境庁告示第59号付表3
水銀及びｱﾙｷﾙ水銀その他の水銀化合物	0.0005未満	mg/L	環境庁告示第59号付表2及び付表3
ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物	0.003未満	mg/L	JIS K 0102-3 14.5
鉛及びその化合物	0.05未満	mg/L	JIS K 0102-3 13.5
有機ﾘﾝ化合物	0.1未満	mg/L	環境庁告示第64号付表1
六価ｸﾛﾑ化合物	0.05未満	mg/L	JIS K 0102-3 24.3.1及び24.2.4及び24.2.5
砒素及びその化合物	0.01未満	mg/L	JIS K 0102-3 20.5
ｼｱﾝ化合物	0.1未満	mg/L	JIS K 0102-2 9.3.2及び9.5
ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾌｪﾆﾙ	0.0005未満	mg/L	環境庁告示第59号付表4
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.02未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
四塩化炭素	0.002未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.004未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.02未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.3未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.006未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	0.002未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
**ﾁｳﾗﾑ	0.006未満	mg/L	環境庁告示第59号付表5
**ｼﾏｼﾞﾝ	0.003未満	mg/L	環境庁告示第59号付表6
**ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	0.02未満	mg/L	環境庁告示第59号付表6
ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	0.01未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
ｾﾚﾝ及びその化合物	0.01未満	mg/L	JIS K 0102-3 26.4
1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	0.006	mg/L	環境庁告示第59号付表8
ほう素及びその化合物	3.9	mg/L	JIS K 0102-3 5.5
ふっ素及びその化合物	0.2	mg/L	JIS K 0102-2 5.3
ｱﾝﾓﾆｱ、ｱﾝﾓﾆｳﾑ化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	2.5	mg/L	JIS K 0102-2 13.2.2及び13.3及び14.4及び15.8
水素ｲｵﾝ濃度(pH)	7.3 (19℃)	-	JIS K 0102-1 12
生物化学的酸素要求量(BOD)	1.3	mg/L	JIS K 0102-1 18及び21.4

*印の項目は計量対象外または計量証明書単位外を示す。
未満表示は定量下限値未満を示す。
**の項目は外部の機関において分析した結果を示す。

発行番号 第 26-D1-02196 号
2026年9月16日

計 量 証 明 書

福島県登録第環23号計量証明事業所
福島県環境検査センター株式会社
福島県郡山市田村町金屋字下タ川原60番地1
TEL 024-941-1719 FAX 024-941-1762

日本産業株式会社 **御中**

ご依頼いただきました試料の
計量結果を下記の通り証明します。

環境計量士	岡﨑 祐樹

試 料 形 態 **排水**
件名（場所） **糠塚地区産業廃棄物最終処分場事業（浸出水処理施設水質検査）**
試 料 名 **放流水**
試料採取者 **五十嵐 悠輔**
採 取 日 **2026年8月26日** **9時35分**
当日天候 **曇** 前日天候 **晴** 気 温 **29.0** ℃ 水 温 **26.0** ℃

計量項目	計量結果	単位	計量方法
化学的酸素要求量(COD)	9.6	mg/L	JIS K 0102-1 17.2
浮遊物質量(SS)	1.0未満	mg/L	環境庁告示第59号付表9(S.46.12)
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質含有量(鉱物油含有量)	0.5未満	mg/L	環境庁告示第64号付表4及びJIS K 0102-1 附属書D
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質含有量(動植物油脂類)	1.6	mg/L	環境庁告示第64号付表4及びJIS K 0102-1 附属書D
ﾌｪﾉｰﾙ類	0.1未満	mg/L	JIS K 0102-4 5.2
銅及びその化合物	0.05未満	mg/L	JIS K 0102-3 11.5
亜鉛及びその化合物	0.05未満	mg/L	JIS K 0102-3 12.4
溶解性鉄含有量	0.06	mg/L	JIS K 0102-3 16.5
溶解性ﾏﾝｶﾞﾝ含有量	0.07	mg/L	JIS K 0102-3 15.4
ｸﾛﾑ含有量	0.05未満	mg/L	JIS K 0102-3 24.2.5
*大腸菌数	0	CFU/mL	厚生省･建設省令第1号(S.37.12)
窒素含有量(T-N)	3.8	mg/L	JIS K 0102-2 17.3
燐含有量(T-P)	0.96	mg/L	JIS K 0102-2 18.4.1
－以下余白－			

*印の項目は計量対象外または計量証明書単位外を示す。
未満表示は定量下限値未満を示す。
**の項目は外部の機関において分析した結果を示す。

2026 年 9 月 24 日

計 量 証 明 書

日本産業株式会社 御中

計量法第 121 条の 3 に基づき計量の結果を下記のとおり証明致します.

特定計量証明事業登録 愛媛県 第環 42 号
特定計量証明事業者 認定番号 N-0131-01

事業者:三浦工業株式会社
愛媛県松山市堀江町 7 番地

事業所:三浦環境科学研究所
愛媛県松山市北条辻 864 番地 〒799-2430
電話:089-960-2350 ファクシミリ:089-960-2351

計量管理者
横田正伸

試料情報

試料名	:	放流水
依頼者名	:	福島県環境検査センター株式会社
依頼者住所	:	福島県郡山市田村町金屋字下夕川原 60 番地 1
業務名	:	糠塚地区産業廃棄物最終処分場事業
試料採取日時	:	2026 年 8 月 26 日 9:35
試料受付日	:	2026 年 8 月 28 日
試験終了日	:	2026 年 9 月 24 日
検体番号	:	C68087003W
試料採取場所	:	糠塚地区産業廃棄物最終処分場 放流水
採取者	:	福島県環境検査センター株式会社
受付方法	:	持ち込み

分析方法

「最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法」(平成 12 年 1 月 環境庁厚生省告示第 1 号)
JIS K 0312:2020「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」

結果

対象		結果		備考
ダイオキシン類	実測値	ND	pg/L	注 1)
	毒性等量	0	pg-TEQ/L	注 2)3)4)

注1) ND は検出下限未満である.
注2) 毒性等価係数は WHO-TEF(2006)を用いた.
注3) 毒性等量は計量法第 107 条による計量証明の対象外である.
注4) 毒性等量は, 定量下限未満の実測濃度を 0(ゼロ)として算出した値である.

C68087003W：放流水

	同族体・異性体	実測濃度 pg/L	試料における定量下限 pg/L	試料における検出下限 pg/L	TEF*	毒性等量 pg-TEQ/L
PCDDs	1,3,6,8-TeCDD	ND	0.28	0.08	-	-
	1,3,7,9-TeCDD	ND	0.28	0.08	-	-
	2,3,7,8-TeCDD	ND	0.28	0.08	1	0
	1,2,3,7,8-PeCDD	ND	0.22	0.07	1	0
	1,2,3,4,7,8-HxCDD	ND	0.6	0.2	0.1	0
	1,2,3,6,7,8-HxCDD	ND	0.7	0.2	0.1	0
	1,2,3,7,8,9-HxCDD	ND	0.6	0.2	0.1	0
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	ND	1.4	0.4	0.01	0
	OCDD	ND	2.1	0.6	0.0003	0
PCDFs	1,2,7,8-TeCDF	ND	0.4	0.1	-	-
	2,3,7,8-TeCDF	ND	0.4	0.1	0.1	0
	1,2,3,7,8-PeCDF	ND	0.24	0.07	0.03	0
	2,3,4,7,8-PeCDF	ND	0.5	0.2	0.3	0
	1,2,3,4,7,8-HxCDF	ND	0.9	0.3	0.1	0
	1,2,3,6,7,8-HxCDF	ND	1.2	0.4	0.1	0
	1,2,3,7,8,9-HxCDF	ND	1.1	0.3	0.1	0
	2,3,4,6,7,8-HxCDF	ND	0.8	0.2	0.1	0
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	ND	1.7	0.5	0.01	0
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	ND	1.6	0.5	0.01	0
	OCDF	ND	2.0	0.6	0.0003	0
PCDDs	TeCDDs	ND	-	-	-	-
	PeCDDs	ND	-	-	-	-
	HxCDDs	ND	-	-	-	-
	HpCDDs	ND	-	-	-	-
	OCDD	ND	-	-	-	-
	Total PCDDs	ND	-	-	-	0
PCDFs	TeCDFs	ND	-	-	-	-
	PeCDFs	ND	-	-	-	-
	HxCDFs	ND	-	-	-	-
	HpCDFs	ND	-	-	-	-
	OCDF	ND	-	-	-	-
	Total PCDFs	ND	-	-	-	0
Total (PCDDs+PCDFs)		ND	-	-	-	0
DL-PCBs	#81 3,4,4',5-TeCB	ND	0.6	0.2	0.0003	0
	#77 3,3',4,4'-TeCB	ND	1.0	0.3	0.0001	0
	#126 3,3',4,4',5-PeCB	ND	0.9	0.3	0.1	0
	#169 3,3',4,4',5,5'-HxCB	ND	0.9	0.3	0.03	0
	#123 2',3,4,4',5-PeCB	ND	1.1	0.3	0.00003	0
	#118 2,3',4,4',5-PeCB	ND	1.8	0.5	0.00003	0
	#105 2,3,3',4,4'-PeCB	ND	1.4	0.4	0.00003	0
	#114 2,3,4,4',5-PeCB	ND	1.0	0.3	0.00003	0
	#167 2,3',4,4',5,5'-HxCB	ND	1.3	0.4	0.00003	0
	#156 2,3,3',4,4',5-HxCB	ND	1.2	0.4	0.00003	0
	#157 2,3,3',4,4',5'-HxCB	ND	1.5	0.5	0.00003	0
	#189 2,3,3',4,4',5,5'-HpCB	ND	0.9	0.3	0.00003	0
	non-*ortho* DL-PCBs	ND	-	-	-	0
	mono-*ortho* DL-PCBs	ND	-	-	-	0
Total DL-PCBs		ND	-	-	-	0
Total (PCDDs+PCDFs+DL-PCBs)		ND	-	-	-	0

* TEF：Toxicity Equivalency Factor，毒性等価係数(WHO-TEF(2006))

備考：① 2,3,4,6,7,8-HxCDF は 1,2,3,6,8,9-HxCDF と，2,3,4,4',5-PeCB(#114)は 3,3',4,5,5'-PeCB(#127)とクロマトグラム上で分離できていないため，それらを含んだ濃度である．

② 異性体の実測濃度中の括弧付きの数値は検出下限以上定量下限未満の濃度を示す．

③ 実測濃度中の ND は検出下限未満である．

④ 毒性等量は，定量下限未満の実測濃度を 0(ゼロ)として算出した値である．

発行番号 第 26-E1-00488 号
2026年9月16日

計 量 証 明 書

福島県登録第環23号計量証明事業所
福島県環境検査センター株式会社
福島県郡山市田村町金屋字下谷川原60番地1
TEL 024-941-1719 FAX 024-941-1762

日本産業株式会社 御中

ご依頼いただきました試料の
計量結果を下記の通り証明します。

環境計量士	岡﨑 祐樹

試料形態 環境水
件名(場所) 糠塚地区産業廃棄物最終処分場事業(地下水水質検査)
試料名 地下水観測井(上流側)
試料採取者 五十嵐 悠輔
採取日 2026年8月26日 10時30分
当日天候 曇 前日天候 晴 気温 29.0 ℃ 水温 19.0 ℃

計量項目	計量結果	単位	計量方法
ｱﾙｷﾙ水銀	不検出 (0.0005未満)	mg/L	環境庁告示第59号付表3
総水銀	0.0005未満	mg/L	環境庁告示第59号付表2
ｶﾄﾞﾐｳﾑ	0.0003未満	mg/L	JIS K 0102-3 14.5
鉛	0.005未満	mg/L	JIS K 0102-3 13.5
六価ｸﾛﾑ	0.005未満	mg/L	JIS K 0102-3 24.3.1及び24.3.5及び24.3.6
砒素	0.001未満	mg/L	JIS K 0102-3 20.5
全ｼｱﾝ	不検出 (0.1未満)	mg/L	JIS K 0102-2 9.3.2及び9.5
ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾌｪﾆﾙ	不検出 (0.0005未満)	mg/L	環境庁告示第59号付表4
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.001未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.001未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.002未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
四塩化炭素	0.0002未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.0004未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.004未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.1未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.0006未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	0.0002未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
ﾁｳﾗﾑ	0.0006未満	mg/L	環境庁告示第59号付表5
ｼﾏｼﾞﾝ	0.0003未満	mg/L	環境庁告示第59号付表6
ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	0.002未満	mg/L	環境庁告示第59号付表6
ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	0.001未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
ｾﾚﾝ	0.001未満	mg/L	JIS K 0102-3 26.4
1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	0.005未満	mg/L	環境庁告示第59号付表8
ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.0002未満	mg/L	環境庁告示第10号付表第2
*電気伝導率	8.4	mS/m	JIS K 0101 12
塩化物ｲｵﾝ	8.4	mg/L	JIS K 0101 32.5
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.17	mg/L	JIS K 0102-2 14.4及び15.8
ふっ素	0.08未満	mg/L	JIS K 0102-2 5.5
ほう素	0.05未満	mg/L	JIS K 0102-3 5.5

*印の項目は計量対象外または計量証明書単位外を示す。
未満表示は定量下限値未満を示す。
**の項目は外部の機関において分析した結果を示す。
水位ＧＬより17.0m

2026 年 9 月 24 日

計 量 証 明 書

日本産業株式会社 御中

計量法第 121 条の 3 に基づき計量の結果を下記のとおり証明致します.

特定計量証明事業登録 愛媛県 第環 42 号
特定計量証明事業者 認定番号 N-0131-01

事業者:三浦工業株式会社
愛媛県松山市堀江町 7 番地

事業所:三浦環境科学研究所
愛媛県松山市北条辻 864 番地1 〒799-2430
電話:089-960-2350 ファクシミリ:089-960-2351

計量管理者
横田正伸

試料情報

試料名	:	地下水観測井(上流側)
依頼者名	:	福島県環境検査センター株式会社
依頼者住所	:	福島県郡山市田村町金屋字下夕川原 60 番地 1
業務名	:	糠塚地区産業廃棄物最終処分場事業
試料採取日時	:	2026 年 8 月 26 日 10:30
試料受付日	:	2026 年 8 月 28 日
試験終了日	:	2026 年 9 月 24 日
検体番号	:	C68087001U
試料採取場所	:	糠塚地区産業廃棄物最終処分場 地下水観測井(上流側)
採取者	:	福島県環境検査センター株式会社
受付方法	:	持ち込み

分析方法

「最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法」(平成 12 年 1 月 環境庁厚生省告示第 1 号)
JIS K 0312:2020「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」

結果

対象		結果		備考
ダイオキシン類	実測値	1.7	pg/L	
	毒性等量	0.059	pg-TEQ/L	注 1)2)3)

注1) 毒性等価係数は WHO-TEF(2006)を用いた.
注2) 毒性等量は計量法第 107 条による計量証明の対象外である.
注3) 毒性等量は, 検出下限以上の実測濃度はそのままの値を用い, 検出下限未満の実測濃度は検出下限の 1/2 の値を用いて算出した値である.

C68087001U：地下水観測井(上流側)

	同族体・異性体	実測濃度 pg/L	試料における定量下限 pg/L	試料における検出下限 pg/L	TEF*	毒性等量 pg-TEQ/L
PCDDs	1,3,6,8-TeCDD	0.25	0.08	0.02	-	-
	1,3,7,9-TeCDD	0.11	0.08	0.02	-	-
	2,3,7,8-TeCDD	ND	0.08	0.02	1	0.01
	1,2,3,7,8-PeCDD	ND	0.08	0.02	1	0.01
	1,2,3,4,7,8-HxCDD	ND	0.09	0.03	0.1	0.0015
	1,2,3,6,7,8-HxCDD	ND	0.21	0.06	0.1	0.003
	1,2,3,7,8,9-HxCDD	ND	0.21	0.06	0.1	0.003
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	ND	0.25	0.08	0.01	0.0004
	OCDD	(0.3)	0.7	0.2	0.0003	0.00009
PCDFs	1,2,7,8-TeCDF	ND	0.17	0.05	-	-
	2,3,7,8-TeCDF	ND	0.17	0.05	0.1	0.0025
	1,2,3,7,8-PeCDF	ND	0.17	0.05	0.03	0.00075
	2,3,4,7,8-PeCDF	ND	0.18	0.06	0.3	0.009
	1,2,3,4,7,8-HxCDF	ND	0.16	0.05	0.1	0.0025
	1,2,3,6,7,8-HxCDF	ND	0.17	0.05	0.1	0.0025
	1,2,3,7,8,9-HxCDF	ND	0.4	0.1	0.1	0.005
	2,3,4,6,7,8-HxCDF	ND	0.22	0.06	0.1	0.003
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	ND	0.3	0.1	0.01	0.0005
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	ND	0.3	0.1	0.01	0.0005
	OCDF	ND	0.4	0.1	0.0003	0.000015
PCDDs	TeCDDs	0.35	-	-	-	-
	PeCDDs	ND	-	-	-	-
	HxCDDs	ND	-	-	-	-
	HpCDDs	ND	-	-	-	-
	OCDD	0.3	-	-	-	-
	Total PCDDs	0.6	-	-	-	0.028
PCDFs	TeCDFs	ND	-	-	-	-
	PeCDFs	ND	-	-	-	-
	HxCDFs	ND	-	-	-	-
	HpCDFs	ND	-	-	-	-
	OCDF	ND	-	-	-	-
	Total PCDFs	ND	-	-	-	0.026
Total (PCDDs+PCDFs)		0.6	-	-	-	0.054
DL-PCBs	#81 3,4,4',5-TeCB	ND	0.14	0.04	0.0003	0.000006
	#77 3,3',4,4'-TeCB	(0.22)	0.29	0.09	0.0001	0.000022
	#126 3,3',4,4',5-PeCB	ND	0.24	0.07	0.1	0.0035
	#169 3,3',4,4',5,5'-HxCB	ND	0.23	0.07	0.03	0.00105
	#123 2',3,4,4',5-PeCB	ND	0.30	0.09	0.00003	0.00000135
	#118 2,3',4,4',5-PeCB	(0.4)	0.5	0.2	0.00003	0.000012
	#105 2,3,3',4,4'-PeCB	(0.4)	0.5	0.2	0.00003	0.000012
	#114 2,3,4,4',5-PeCB	ND	0.30	0.09	0.00003	0.00000135
	#167 2,3',4,4',5,5'-HxCB	ND	0.28	0.08	0.00003	0.0000012
	#156 2,3,3',4,4',5-HxCB	ND	0.4	0.1	0.00003	0.0000015
	#157 2,3,3',4,4',5'-HxCB	ND	0.4	0.1	0.00003	0.0000015
	#189 2,3,3',4,4',5,5'-HpCB	ND	0.4	0.1	0.00003	0.0000015
	non-*ortho* DL-PCBs	0.22	-	-	-	0.0046
	mono-*ortho* DL-PCBs	0.8	-	-	-	0.000032
Total DL-PCBs		1.0	-	-	-	0.0046
Total (PCDDs+PCDFs+DL-PCBs)		1.7	-	-	-	0.059

* TEF：Toxicity Equivalency Factor，毒性等価係数(WHO-TEF(2006))

備考：① 2,3,4,6,7,8-HxCDF は 1,2,3,6,8,9-HxCDF と，2,3,4,4',5-PeCB(#114)は 3,3',4,5,5'-PeCB(#127)とクロマトグラム上で分離できていないため，それらを含んだ濃度である．

② 異性体の実測濃度中の括弧付きの数値は検出下限以上定量下限未満の濃度を示す．

③ 実測濃度中の ND は検出下限未満である．

④ 毒性等量は，検出下限以上の実測濃度はそのままの値を用い，検出下限未満の実測濃度は検出下限の 1/2 の値を用いて算出した値である．

発行番号 第 26-E1-00489 号
2026年9月16日

計 量 証 明 書

福島県登録第環23号計量証明事業所
福島県環境検査センター株式会社
福島県郡山市田村町金屋字下谷川原60番地1
TEL 024-941-1719 FAX 024-941-2762

日本産業株式会社 **御中**

ご依頼いただきました試料の
計量結果を下記の通り証明します。

環境計量士	岡﨑 祐樹

試料形態 **環境水**
件名(場所) **糠塚地区産業廃棄物最終処分場事業(地下水水質検査)**
試料名 **地下水観測井(下流側)**
試料採取者 **五十嵐 悠輔**
採取日 **2026年8月26日** **11時10分**
当日天候 **曇** 前日天候 **晴** 気温 **29.0** ℃ 水温 **16.0** ℃

計量項目	計量結果	単位	計量方法
ｱﾙｷﾙ水銀	不検出 (0.0005未満)	mg/L	環境庁告示第59号付表3
総水銀	0.0005未満	mg/L	環境庁告示第59号付表2
ｶﾄﾞﾐｳﾑ	0.0003未満	mg/L	JIS K 0102-3 14.5
鉛	0.005未満	mg/L	JIS K 0102-3 13.5
六価ｸﾛﾑ	0.005未満	mg/L	JIS K 0102-3 24.3.1及び24.3.6
砒素	0.001未満	mg/L	JIS K 0102-3 20.5
全ｼｱﾝ	不検出 (0.1未満)	mg/L	JIS K 0102-2 9.3.2及び9.5
ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾌｪﾆﾙ	不検出 (0.0005未満)	mg/L	環境庁告示第59号付表4
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.001未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.001未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.002未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
四塩化炭素	0.0002未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.0004未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.004未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.1未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.0006未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	0.0002未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
ﾁｳﾗﾑ	0.0006未満	mg/L	環境庁告示第59号付表5
ｼﾏｼﾞﾝ	0.0003未満	mg/L	環境庁告示第59号付表6
ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	0.002未満	mg/L	環境庁告示第59号付表6
ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	0.001未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
ｾﾚﾝ	0.001未満	mg/L	JIS K 0102-3 26.4
1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	0.005未満	mg/L	環境庁告示第59号付表8
ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.0002未満	mg/L	環境庁告示第10号付表第2
*電気伝導率	8.0	mS/m	JIS K 0101 12
塩化物ｲｵﾝ	4.6	mg/L	JIS K 0101 32.5
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.5	mg/L	JIS K 0102-2 14.4及び15.8
ふっ素	0.08未満	mg/L	JIS K 0102-2 5.5
ほう素	0.05未満	mg/L	JIS K 0102-3 5.5

*印の項目は計量対象外または計量証明書単位外を示す。
未満表示は定量下限値未満を示す。
**の項目は外部の機関において分析した結果を示す。
水位ＧＬより7.3m

2026 年 9 月 24 日

計 量 証 明 書

日本産業株式会社 御中

計量法第 121 条の 3 に基づき計量の結果を下記のとおり証明致します.

特定計量証明事業登録 愛媛県 第環 42 号
特定計量証明事業者 認定番号 N-0131-01

事業者:三浦工業株式会社
愛媛県松山市堀江町 7 番地

事業所:三浦環境科学研究所
愛媛県松山市北条辻 864 番地1 〒799-2430
電話:089-960-2350 ファクシミリ:089-960-2351

計量管理者
横田正伸

試料情報

試料名	:	地下水観測井(下流側)
依頼者名	:	福島県環境検査センター株式会社
依頼者住所	:	福島県郡山市田村町金屋字下夕川原 60 番地 1
業務名	:	糠塚地区産業廃棄物最終処分場事業
試料採取日時	:	2026 年 8 月 26 日 11:10
試料受付日	:	2026 年 8 月 28 日
試験終了日	:	2026 年 9 月 24 日
検体番号	:	C68087002U
試料採取場所	:	糠塚地区産業廃棄物最終処分場 地下水観測井(下流側)
採取者	:	福島県環境検査センター株式会社
受付方法	:	持ち込み

分析方法

「最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法」(平成 12 年 1 月 環境庁厚生省告示第 1 号)
JIS K 0312:2020「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」

結果

対象		結果		備考
ダイオキシン類	実測値	2.1	pg/L	
	毒性等量	0.059	pg-TEQ/L	注 1)2)3)

注1) 毒性等価係数は WHO-TEF(2006)を用いた.
注2) 毒性等量は計量法第 107 条による計量証明の対象外である.
注3) 毒性等量は, 検出下限以上の実測濃度はそのままの値を用い, 検出下限未満の実測濃度は検出下限の 1/2 の値を用いて算出した値である.

C68087002U：地下水観測井(下流側)

	同族体・異性体	実測濃度 pg/L	試料における定量下限 pg/L	試料における検出下限 pg/L	TEF*	毒性等量 pg-TEQ/L
PCDDs	1,3,6,8-TeCDD	0.19	0.08	0.02	-	-
	1,3,7,9-TeCDD	0.09	0.08	0.02	-	-
	2,3,7,8-TeCDD	ND	0.08	0.02	1	0.01
	1,2,3,7,8-PeCDD	ND	0.08	0.02	1	0.01
	1,2,3,4,7,8-HxCDD	ND	0.10	0.03	0.1	0.0015
	1,2,3,6,7,8-HxCDD	ND	0.21	0.06	0.1	0.003
	1,2,3,7,8,9-HxCDD	ND	0.21	0.06	0.1	0.003
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	ND	0.26	0.08	0.01	0.0004
	OCDD	(0.2)	0.7	0.2	0.0003	0.00006
PCDFs	1,2,7,8-TeCDF	(0.08)	0.17	0.05	-	-
	2,3,7,8-TeCDF	ND	0.17	0.05	0.1	0.0025
	1,2,3,7,8-PeCDF	ND	0.18	0.05	0.03	0.00075
	2,3,4,7,8-PeCDF	ND	0.19	0.06	0.3	0.009
	1,2,3,4,7,8-HxCDF	ND	0.16	0.05	0.1	0.0025
	1,2,3,6,7,8-HxCDF	ND	0.17	0.05	0.1	0.0025
	1,2,3,7,8,9-HxCDF	ND	0.4	0.1	0.1	0.005
	2,3,4,6,7,8-HxCDF	ND	0.22	0.07	0.1	0.0035
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	ND	0.3	0.1	0.01	0.0005
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	ND	0.4	0.1	0.01	0.0005
	OCDF	ND	0.4	0.1	0.0003	0.000015
PCDDs	TeCDDs	0.28	-	-	-	-
	PeCDDs	ND	-	-	-	-
	HxCDDs	ND	-	-	-	-
	HpCDDs	ND	-	-	-	-
	OCDD	0.2	-	-	-	-
	Total PCDDs	0.5	-	-	-	0.028
PCDFs	TeCDFs	0.66	-	-	-	-
	PeCDFs	ND	-	-	-	-
	HxCDFs	ND	-	-	-	-
	HpCDFs	ND	-	-	-	-
	OCDF	ND	-	-	-	-
	Total PCDFs	0.66	-	-	-	0.027
Total (PCDDs+PCDFs)		1.2	-	-	-	0.055
DL-PCBs	#81 3,4,4',5-TeCB	ND	0.15	0.04	0.0003	0.000006
	#77 3,3',4,4'-TeCB	(0.20)	0.29	0.09	0.0001	0.000020
	#126 3,3',4,4',5-PeCB	ND	0.24	0.07	0.1	0.0035
	#169 3,3',4,4',5,5'-HxCB	ND	0.23	0.07	0.03	0.00105
	#123 2',3,4,4',5-PeCB	ND	0.31	0.09	0.00003	0.00000135
	#118 2,3',4,4',5-PeCB	(0.4)	0.5	0.2	0.00003	0.000012
	#105 2,3,3',4,4'-PeCB	(0.3)	0.5	0.2	0.00003	0.000009
	#114 2,3,4,4',5-PeCB	ND	0.31	0.09	0.00003	0.00000135
	#167 2,3',4,4',5,5'-HxCB	ND	0.29	0.09	0.00003	0.00000135
	#156 2,3,3',4,4',5-HxCB	ND	0.4	0.1	0.00003	0.0000015
	#157 2,3,3',4,4',5'-HxCB	ND	0.4	0.1	0.00003	0.0000015
	#189 2,3,3',4,4',5,5'-HpCB	ND	0.4	0.1	0.00003	0.0000015
	non-*ortho* DL-PCBs	0.20	-	-	-	0.0046
	mono-*ortho* DL-PCBs	0.7	-	-	-	0.000030
Total DL-PCBs		0.9	-	-	-	0.0046
Total (PCDDs+PCDFs+DL-PCBs)		2.1	-	-	-	0.059

* TEF：Toxicity Equivalency Factor, 毒性等価係数(WHO-TEF(2006))

備考：① 2,3,4,6,7,8-HxCDF は 1,2,3,6,8,9-HxCDF と，2,3,4,4',5-PeCB(#114)は 3,3',4,5,5'-PeCB(#127)とクロマトグラム上で分離できていないため，それらを含んだ濃度である．

② 異性体の実測濃度中の括弧付きの数値は検出下限以上定量下限未満の濃度を示す．

③ 実測濃度中の ND は検出下限未満である．

④ 毒性等量は，検出下限以上の実測濃度はそのままの値を用い，検出下限未満の実測濃度は検出下限の 1/2 の値を用いて算出した値である．